

病院開設者 様
診療所開設者 様

静岡県健康福祉部医療局医療人材課長

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替
医師確保支援事業等の 2 次募集に係る事業計画書等の提出について（要望調査）

厚生労働省が取り組む「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」における、経済的インセンティブとして「医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業」等の 3 事業の 2 次募集を実施します。

つきましては、当該事業の活用を希望する医療機関は、下記を確認の上、期限までに事業計画書を提出してください。

記

1 事業の目的

この事業は、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）に設定した上で、次の表の「目的」欄に記載の内容を目的とする。

事業名	目的	詳細
重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業	支援区域において、医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図るため、医師の勤務・生活環境の改善のための土日の代替医師確保への支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保すること。	別紙 1
重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業	支援区域における医療機関の宿直室等の施設整備を行うことにより、医師の勤務・生活環境を改善することで医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図り、地域の医療提供体制を確保すること	別紙 2
重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師を派遣する派遣元医療機関支援事業	特定機能病院からの医師派遣とは別に、地域の中核病院等からの医師派遣による支援区域の医師の確保を推進するため、支援区域内の医療機関に新たに医師を派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行なうことにより、地域の医療提供体制を確保すること	別紙 3

2 支援区域・補助対象者

(1) 支援区域

静岡県内全域

(2) 補助対象者

支援区域に所在する医療機関であって、県医療対策協議会及び県保険者協議会にて、各事業の支援対象として合意を得た医療機関の開設者

3 補助対象となる事業、補助対象経費、補助単価、補助率等

別紙1～3を御参照ください。

4 事業計画書の提出

(1) 提出書類

活用を希望する事業により異なります。別紙1～3を御確認ください。なお、各様式は、静岡県ホームページから御確認いただけます。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/iryo/chiikiiryo/1040766/1082176.html>)

(2) 提出方法・提出期限

- ・ 事業計画は、令和8年8月24日（月）午後5時必着にて、医療人材課メール（iryoujinzai@pref.shizuoka.lg.jp）へ提出をお願いいたします。
- ・ 期限までに事業計画の提出がない場合は、本事業の対象外となります。

5 留意事項

- ・ 支援の対象とするためには、県医療対策協議会及び県保険者協議会で合意を得る必要があること。（各協議会への協議等の手続きは、県が行う）
- ・ 予算の範囲内で支援するため、事業計画を提出した場合でも、補助金が支給されない場合があること。（支援対象については、医師偏在指標、可住地面積当たり医師数等を考慮）
- ・ 同じ内容の事業について、国、都道府県、市町等が助成する他の制度（補助金、委託費等）とは重複して申請することはできないこと。

6 その他

詳細については、静岡県ホームページを御参照ください。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/iryo/chiikiiryo/1040766/1082176.html>)

担 当 医師確保班

電 話 054-221-2868

E-mail iryoujinzai@pref.shizuoka.lg.jp

(別紙1)

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための
代替医師確保支援事業に係る補助対象等について

1 補助対象事業

次の(1)～(3)のすべてに該当する事業

- (1) 以下のいずれかに該当する医療機関において代替医師を雇用するもの

医療機関	
病 院	1 医師少数区域に所在 2 医師少数スポットに所在
診療所	1 分娩を取り扱う産科 2 1以外の有床診療所

- (2) 夜間休日診療を行うための、土曜日、日曜日、祝日の宿日直を行う代替医師を確保するもの
- (3) 令和7年度より常勤医の日当直回数が減少するもの

2 補助対象経費及び基準額

1. 対象経費	2. 補助基準額	3. 補助率
土曜日、日曜日、祝日の代替医師の雇上げに必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、諸謝金、旅費、社会保険料	60,000 円×日直・宿直回数	1/2

3 留意事項

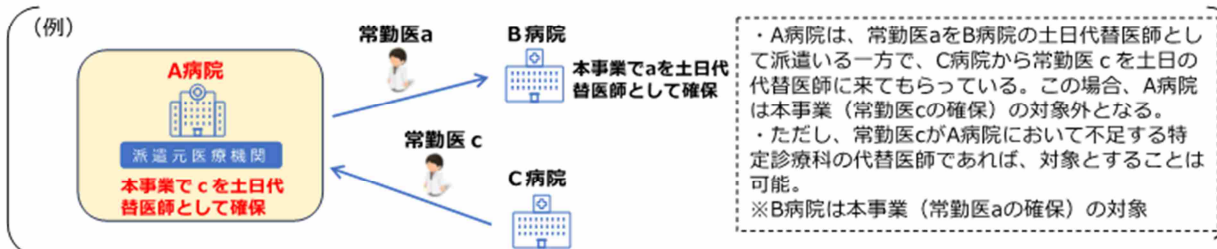
- (1) 以下に該当する事業は対象外であること。
- ア 歯科医師の確保をするもの
- イ 以下に該当する医療機関
- ・ 企業、工場、特別養護老人ホーム等に設置されている
 - ・ 主に自由診療（保険外診療）を行っている
- ウ 同一開設者間での医師派遣
- (2) 医師派遣元医療機関支援事業を活用している医療機関も本事業の対象となること。
- (3) 代替医師が他の医療機関から派遣されている場合において、派遣元医療機関が本事業の対象である場合は、支援対象外であること。ただし、特に医師が不足する診療科に限定した代替医師を派遣されている場合には、当該診療科に関して不足状況を記載した書類（任意様式）を添付すること。
- (4) 1医療機関において、申請できるのは「1当直帯あたり1人分まで」とすること。
- (5) フルタイムで日直・宿直を実施していない場合は、勤務時間に応じて回数を按分すること。

4 提出書類

- ・重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業実施計画【様式1】
- ・所要額明細書【様式2】
- ・基準額算出調書【様式3】

5 その他参考資料（国資料）

- 夜間休日診療を行うための、土曜日・日曜日・祝日の宿日直を行う代替医師（非常勤）が対象。
- **令和7年度より常勤医の日当直回数が減少した分を対象とする。**
- 「医師派遣元医療機関支援事業」を活用している医療機関も本事業の**対象**になる。
（例）「医師派遣元医療機関支援事業」でA病院（派遣元）からB病院（派遣先）に派遣を行っている場合
・ A病院が平日の医師派遣を行っているが、A病院の土日の代替医師確保は支援対象。
・ B病院は平日の医師派遣を受けているが、B病院の土日の代替医師確保は支援対象。
・ B病院がA病院から土日の代替医師を確保している場合でも、B病院は支援対象。
※「医師派遣元医療機関支援事業」は宿日直を行うための派遣は対象外。
- 代替医師が医療機関から派遣されている場合において、**派遣元医療機関が本事業の対象である場合は、対象外とする。ただし、不足する特定診療科に限定した代替医師を派遣されている場合は、対象とすることは可能。**



10

- 1 医療機関において、申請できるのは「1 当直帯あたり 1 人分まで」とする。
- フルタイムで日直・宿直を実施していない場合は、勤務時間に応じて、回数を按分すること。
（例）日直が8：00～18：00（10時間）、宿直が18：00～翌8：00（14時間）の勤務体系の時
・ フルタイムで宿日直した場合
→ 60,000円 × 2回 = 120,000円
・ 日直分を13：00から行い、宿直はフルタイムで勤務した場合
→ (60,000円 × 1回 × 5H/10H) + (60,000円 × 1回) = 90,000円

(別紙2)

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境
改善のための施設整備事業に係る補助対象等について

1 補助対象事業

以下のいずれかに該当する医療機関において施設整備を行うもの

医療機関	
病 院	1 医師少数区域に所在 2 医師少数スポットに所在
診療所	1 分娩を取り扱う産科 2 1以外の有床診療所

2 補助対象経費及び基準額

1. 対象経費	2. 補助基準額	3. 補助率						
医師の勤務・生活環境改善に資する、 次の各部門の新築、増築、改築及び 改修に要する工事費又は工事請負費 宿直室、医局、更衣室、浴室等	基準面積に単価を乗じた額 ・ 基準面積 80 m ² ・ 単価（1 m ² あたり） <table><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>558,000 円</td></tr><tr><td>ブロック</td><td>444,000 円</td></tr><tr><td>木造</td><td>362,000 円</td></tr></table>	鉄筋コンクリート	558,000 円	ブロック	444,000 円	木造	362,000 円	1/2
鉄筋コンクリート	558,000 円							
ブロック	444,000 円							
木造	362,000 円							

3 留意事項

(1) 以下に該当する事業は対象外であること。

ア 歯科診療所

イ 以下に該当する医療機関

- ・ 企業、工場、特別養護老人ホーム等に設置されている
- ・ 主に自由診療（保険外診療）を行っている

ウ 住居としてのみ使用される医師住宅

(2) 施設整備事業への着手は、補助金交付を内示した後となること。事業の契約手続については、入札の実施など県の公共事業の扱いに準じること。補助事業が不採択となった場合もその旨を連絡するため、連絡を受ける前に事業着手しないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなるため、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備とすること。なお、補助目的に反して財産処分することとなった場合は、原則として補助金を返還すること。

4 提出書類

- ・ 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業実施計画【様式4】
- ・ 医療施設等施設整備費補助金事業計画総括表（勤務・生活）【様式5】
- ・ 施設整備事業費内訳書【様式6】

(別紙3)

重点医師偏在対策支援区域に医師派遣する派遣元
医療機関支援事業に係る補助対象等について

1 補助対象事業

次の(1)～(3)のすべてに該当する事業

(1) 以下のいずれかに該当する医療機関へ新たに医師を派遣する病院

派遣先医療機関	
病 院	1 医師少数区域に所在
	2 医師少数スポットに所在
診療所	1 休日夜間急患センター
	2 分娩を取り扱う産科
	3 2以外の有床診療所

(2) 以下のいずれかに該当する派遣形態であること

- ・常勤として一定期間継続して派遣
- ・兼業許可等により定期的に非常勤職員として派遣

(3) 派遣元医療機関から派遣先医療機関への医師派遣人数(人日換算)が令和7年度より増えたもの

2 補助対象経費及び基準額

令和7年度より医師派遣人数(人日換算)が増えた分について、医師派遣に要する費用の支援を行う。補助額の上限は、「対象経費」の実支出額と「補助基準額」とを比較して少ない方の額に「補助率」を乗じて得た額とする。

対象経費	補助基準額	補助率
支援区域内の医療機関への常勤医師や代診医等の医師派遣に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、 非常勤職員手当、報償費、諸謝金、 旅費、備品費(単価50万円未満に限る。)、消耗品費、 材料費、印刷製本費、 通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、 社会保険料、雑役務費、委託費	61,000円×延日数	3/4

3 留意事項

(1) 以下に該当する医師派遣は対象外であること。

- ア 歯科医師の派遣
- イ 派遣先医療機関と派遣元医療機関のいずれか一方又は両方が以下に該当する
 - ・企業、工場、特別養護老人ホーム等に設置されている
 - ・主に自由診療(保険外診療)を行っている
- ウ 特定機能病院からの医師派遣
- エ 同一開設者間での医師派遣
- オ 宿日直を行うための派遣

- (2) 本事業の支援対象となる医療機関に対しては、医師派遣にかかる費用について、地域医療介護総合確保基金による支援はできないこと。

4 提出書類

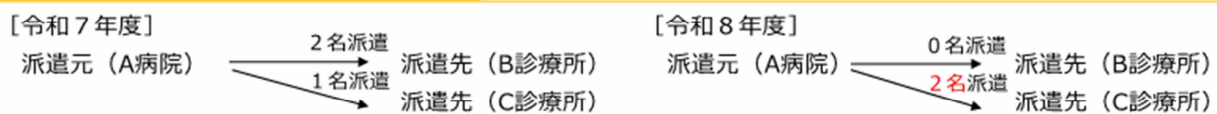
- ・重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業実施計画【様式7】
- ・所要額明細書【様式8】
- ・基準額算出調書【様式9】

5 その他参考資料（国資料）

- **派遣元医療機関において、令和7年度より医師派遣している人数（人日換算）が増えた分**を対象とする。

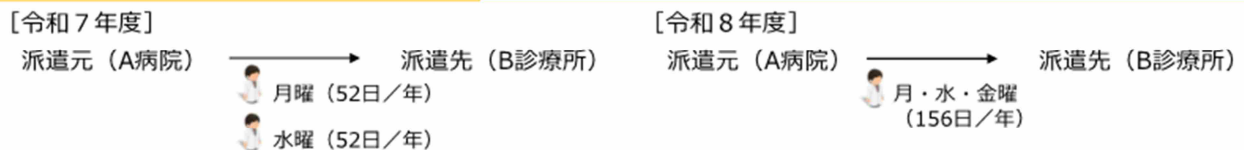
※増加の判断は、派遣先医療機関ごとに行う。

事例1：新たな医師派遣（増加）の考え方



⇒ C診療所への派遣人数は増加（1名→2名）しているため、この1名分は対象となる。

事例2：人日換算の考え方



⇒ 令和7年度は2人日、令和8年度は3人日となるので、1人日増えている。
よって、基準額は $61,000円 \times (156日 - 104日) = 3,172千円$ となる。

- 対象経費となる「医師派遣に要する経費」は、以下のものが考えられる。

- ・本来、当該派遣医師から得られた診療報酬分の収入減（※）
- ・当該派遣医師がいなくなることによる、他の医師への負担（残業代など）
- ・新規に医師を雇用する際にかかる費用（広告料、研修費用など） 等

※医師1人が1か月にあける利益の計算例

$$\frac{\text{年間診療収益（入院・外来）} - \text{年間経費（医療職人件費＋材料費＋その他の経費）}}{\text{医師数（常勤＋非常勤）}} \times 1/12$$